

内田電気商会グリーンフィールド草花(市民球場) 外野フェンスの広告募集

- 募集期間 3月16日(月)の午前9時から広告スペース全てが決定するまで。広告スペースの利用者と区画は、原則申込順で決定します。
- 広告掲載料 表のとおり
- 応募方法 広告掲載申込書(兼行政財産使用申請書)と広告物の原稿の見本か広告内容等の概要書を窓口か郵送で提出してください。
- ※原則、書類提出後の取下げは認めませんので、十分検討された上で応募してください。
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 応募・問合せ スポーツ推進課スポーツ推進係
(〒197-0814 二宮350、
直通558-1262)

市ホームページ



広告スペース(掲出箇所)	掲載料(月額・税込)	区画
外野フェンス(1m×10m)	20,000円	8区画

市ホームページ



市ホームページ



物価高騰対策 「バニラVisaギフトカード」利用可能店舗募集

バニラVisaギフトカードが利用できる店舗情報を募集し、市ホームページで公開します。

▽対象 ギフトカードが利用できる市内の店舗

▽募集内容 店舗名、住所、併用払いの可否等

※併用払い：ギフトカードの残高が商品等の購入金額を下回った場合、現金や他の決済手段を併用して、残高を最後まで使い切る方法です。

▽申込み方法 市ホームページの申込みフォームから申し込んでください。

▽公開期間 10月31日(土)まで

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 商工振興課商工振興係(直通558・1867)

市公式インスタグラム「るのびと」をフォローしよう



市の魅力をアピールし、「るのびと(あきる野市のファン)」を増やしていくことを目的に、市の公式インスタグラム「るのびと」を運用しています。写真や動画などで市の魅力を紹介していきますので、フォローをお願いします。

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 市長公室

犬、猫の飼い主の方へ マナーを守りましょう

犬、猫に関する意見・苦情が市に寄せられています。マナーについて考えてみましょう。

犬、猫のフン・尿の放置は不衛生です

犬の散歩の際はフン・尿を放置したままにせず、フンは必ず持ち帰り、尿には水を十分にかけて流すなどの配慮をしてください。猫は放し飼いにせず屋内のトイレを覚えさせましょう。



ノーリードでの犬の散歩は危険です

リードをつけずに散歩することは、思わぬ事故につながる可能性があります。事故を防止するためにもリードはしっかりと付け、確実に制御できるようにしましょう。伸びるリードを使用している方も事故防止のため、不必要にリードを伸ばさないようにしましょう。

猫の放し飼い

猫は室内飼いが基本です。屋外では交通事故や、感染症などの危険があります。また、放し飼いにすると、地域住民の皆さんにフン・尿で迷惑をかけることもあり、車やバイクにひっかき傷をつけるなど、トラブルの原因にもなります。室内に上下運動のできる場所や専用のトイレを設置し、不妊去勢手術などを行い、愛情をもって終生飼育を続けましょう。

飼い主のいない猫

飼い主のいない猫を捕獲・駆除して欲しいという相談もありますが、猫は愛護動物であり、市では捕獲・駆除を行うことができません。

飼い主のいない猫への餌やり、世話

かわいそうだからとを与えるだけでは、子猫が次々に生まれ不幸な猫が増えるだけです。無責任な餌やりは、生活環境被害によるトラブルにも発展します。飼い主のいない猫の世話をする場合には、地域や周りの住民の方々の理解を得る、置き餌はせず、フン・尿の始末をして衛生に配慮するなど、トラブルとならないような世話を心がけてください。

犬、猫を捨てることは犯罪です

あなたの大切な家族、新しい命を捨てないでください。犬、猫を捨てることは犯罪行為です。捨てられた犬、猫は、多大な苦痛を与えられます。衰弱、感染症、交通事故にあうなど、ほとんどが悲惨な末路をたどります。また、遺棄すると「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金にも科せられます。飼い主の身勝手な命を奪うことのないようにしてください。

飼い犬の登録

狂犬病予防の観点から、犬の所有者は区市町村に犬の登録をしなければならぬと定められています。狂犬病は日本、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなど一部の地域を除いて、全世界に分布し、今でも世界で毎年3万人以上の人が亡くなっています。発症すれば、ほぼ100%死亡すると言われています。万が一日本で狂犬病が発生した場合に迅速な対応を

「広報あきる野」の個別配布サービスをご利用ください

市では、「広報あきる野」を新聞折込と個別配布で毎月1日・15日に配布しています。新聞未購読で、広報あきる野の個別配布を希望する世帯(事業所)の方は、申し込んでください。

※広報あきる野は、図書館や体育館などの公共施設にも配置しています。

申込みできる方

市内に住所があり、新聞(読売、朝日、毎日、産経、日経、東京の各紙朝刊)を購読していない方の申込み・1事業所当たり1件の申込みに限ります。

配布開始時期と配布方法

毎月5日までの申込受付分を15日までに配布します。

とるためにも、行政が、日頃から飼い犬がどこに何頭いるのかを把握しておくことが大変重要です。登録は、犬を飼う人の義務ですので、必ず飼い犬の登録をしましょう。

狂犬病予防注射済票の交付

年1回の飼い犬への狂犬病予防注射をして、注射済票の交付を受けましょう。注射済票を首輪に付けることにより、感染の危険性の低い犬であることが、外見的に分かるようになります。周囲の方への安心感にもつながります。

※令和8年度の注射済票の交付は、4月1日から開始します。

令和8年度狂犬病予防集合注射について

市に飼い犬の登録をしている飼い主の方には、3月下旬に案内がぎを送付します。

問合せ 健康課予防推進係

日発行号から、毎月20日までの申込受付分を翌月1日発行号から、発行日当日に配布します(1月1日号は1月3日までに配布)。

※天候などで配布日が前後することがあります。

▽費用 無料

▽申込み方法 住所、氏名(事業所名)、電話番号、広報あきる野個別配布希望を記入の上、ファクス、はがき、電話、電子申請のいずれかの方法で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 市長公室(〒197-0814 二宮350、直通558・1262、FAX558・1113)

電子申請



ネットワーク 官庁などからのお知らせ

凡例：内内容/問申込み・問合せ

「花粉の少ない森づくり」への参加・ご協力をお願いいたします

内東京都では、花粉の飛散を減らせるよう、花粉を多く発生させるスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギなどに植え替える、花粉の少ない森づくりを多摩地域で進めています。この取組をより多くの方に知っていただくため、様々な媒体での広報やイベントなど広くPR活動を行っています。「花粉の少ない森づくり募金」への協力もお願いしています。詳細は、花粉の少ない森づくり運動ホームページ参照/問(公財)東京都農林水産振興財団(〒04228・8153)

(以下は広告枠です)

庭木の剪定
伐採・除草など
社員随時募集中!!
立山産業 検索
立山産業株式会社
本社：福生市福生973 ●あきる野支店：あきる野市養沢175
TEL.042-553-9111(御見積無料)

施設入居前後・遺品整理・ゴミ屋敷・売却前・各種買取 etc
お片付け
お片付けライトに全部お任せ下さい!
ご相談・お見積り 完全無料!
通話無料 0120-684-215
お片付けライト 〒186-0005 東京都国立市西2-24-30 ☎042-806-9065
【遺品整理士】遺品整理士認定協会 第524195号 【遺品査定士】遺品査定士認定協会 第AM02232号
【古物商許可】公安委員会許可 第308872416684号 合同会社レイ

お彼岸用花束
豊富に取り揃えております
東京花壇 (株)ヒノサク
〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井374-1
tel.042-588-5977